

## 地方独立行政法人神奈川県立福祉機構への適切な移行に向けた決議

これまで県議会は、障害者総合支援法に規定する障害者支援施設である県立中井やまゆり園を令和8年4月に地方独立行政法人神奈川県立福祉機構による運営に移行するとの方針を踏まえ、様々議論を重ねてきた。

しかしながら、移行が目前に迫った昨年末には、個別支援計画策定に当たって利用者の不参加が明らかになり、当事者目線から大きく逸脱した、あってはならない事態が発覚した。また、本来県が行うべき監査も行われず、その結果、多額の返還を行うこととなったことは、民間を監査する立場としてあるまじきことと厳しく断じざるを得ない。

利用者・家族が関与しない個別支援計画の策定は、当事者目線の障害福祉を掲げてきた県政の根幹を揺るがす重大な問題である。このことに加え、今年に入り、内部通報を通じて行われた調査結果においても、医薬品安全管理責任者の未設置など6項目で新たに法令違反及び不適切事項が認められた。同調査結果では、「内部通報の対象となった事案や個別支援計画の策定に当たり利用者を同席させなかった事案の経緯を見る限り、その理念と現実とのギャップに暗澹たる気持ちを抱かざるを得ない。」と厳しく指摘されるとともに、「内部通報を行った職員と他の職員との間に、心理的な亀裂があるような印象を強く受けた。」と指摘されており、このことは最終的には利用者の利益を損ねることにもつながりかねないとの懸念が示された。

さらに、地方独立行政法人に運営主体が移行することに対する利用者・家族への説明が不十分であったことや、事務棟の整備に当たって丁寧な報告も説明もなされていなかったことに加え、本来、整備費等についても、補正予算を計上し、議会で審議すべき事案であったにもかかわらず、議会への報告がなかったことは、断じて看過できるものではない。

よって神奈川県議会は、地方独立行政法人神奈川県立福祉機構への移行に当たっては、次の事項について、県が責任を持って対応することを強く求める。

- 1 県が掲げた「当事者目線の障害福祉」の政策目標の実現に向けて、職員全体で理念を共有し、研修体制を改善することで、利用者一人ひとりと向き合いながら着実に取組を進めること。
  - 2 利用者の権利擁護と安全確保を最優先に据え、移行後の運営体制についても県が責任を持って継続的に検証し、県としての関与の方針を文書で示すこと。
  - 3 十分な理解と納得が得られるまで、引き続き、利用者・家族への丁寧な説明を続け、誠実に対応すること。
  - 4 内部通報調査結果で指摘された通報者と他の職員間の心理的な亀裂を解消するとともに、改善に向けた自由闊達な意見交換が行われるためにも、風通しの良い職場環境の確立に努めること。
  - 5 予算執行や施設運営において透明性を確保した上で、運営状況について、議会への誠実かつ適切な説明と報告を継続的に行うとともに、監査を徹底すること。また、移行後1年以内に移行の効果と課題を総点検し、必要に応じて制度や運用を見直すこと。
- 以上のとおり決議する。

令和 8 年 3 月 2 5 日

神 奈 川 県 議 会